

第24期第20回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年3月9日(水)午前10時から午前11時05分まで
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎5階 庁議室
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、
加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、増田義二、
宮本兼一、本橋朋和 計13名
- 4 欠席委員 相原和彦、西貝孝之、半田保之 3名
- 5 議 案
 - (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第1号)
 - (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第2・3号)
 - (3) 市民農園の整備運営計画の変更について (第4号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第5～9号)
- 6 協 議
 - (1) 令和3年度農地パトロール結果について
 - (2) 生産緑地地区に関する情報提供について
 - (3) 農地に関する情報提供について
- 7 報 告
 - (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

尾崎賀一副会長 皆様、おはようございます。これより第24期第20回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、西貝孝之委員、半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一副会長 本日は、西貝孝之会長が欠席ですので、私が議事進行をさせていただきます。

今回の署名人は、榎本重恭委員と加藤和雄委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。令和4年1月31日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用貸借による権利の設定を許可する。農地について権利を設定する場合は、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要となります。本件は、区が学校農園として土地所有者から借りている農地について、契約更新による使用貸借権の設定です。

【借受者、土地所有者等、用途などについて説明】

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。3 農地法第3条第2項が定める不許可事由です。今回の申請者は練馬区ですので、(1)・(2)・(4)・(5)については、不許可事由の例外

となり、該当しません。そのほか(3)・(6)・(7)についても該当
しませんので、(1)から(7)のいずれも該当しません。

議案2ページにお戻りください。

つづいて、調査の報告をさせていただきます。

2月22日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。

こちらの畑は学校農園として使用されており、主に小学校2年生が
利用しています。当該地区の生産緑地を所有している方が畑の指導
を行っているとのこと。畑の状態は南側が耕運されており、北
側はミカンなどの果樹が植えられていました。境界についても確認
しました。よろしく申し上げます。

尾崎賀一副会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、4ページです。議案第2号につきましては、農業委員会会議
規則第10条に基づき、関係委員は退席をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計
画の決定について」です。

令和4年1月28日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4
条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議
があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認
められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人となりますので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の6ページにお戻りください。6ページから9ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は令和4年4月1日で、期間は3年間です。7ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、露地野菜を栽培し、区内のJA直売所や庭先にて販売するとのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。8ページをお願いいたします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状250日、賃借権等の設定後も250日です。II 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人ですので、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況は、自作地で畑6,152㎡となっております。5-2の(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑8,865㎡で野菜を作付けするとのことです。9ページをお願いいたします。(2)大農機具はトラクター2台と耕運機1台となっております。(3)農作業に従事する者は、①申請者本人の農作業歴は43年、②申請者以外の常時労働力は4人で、各農作業歴は記載のとおりです。③臨時雇用労働力は3人で、各農作業歴は記載のとおりです。④申請者の住所地と借り受ける土地との距離は、徒歩7分です。6 周

辺地域との関係です。農薬の使用方法については地域の防除基準に従いますとのこと。10ページをお願いいたします。10ページと11ページは農地賃貸借契約書です。賃借料は年間12,000円です。12ページは貸借地における営農計画ですので、お目通しください。4ページにお戻りください。事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 2月24日に、事務局2名と現地確認に行ってきました。
東側の鍵型の部分は、畑への進入路となっております。畑にはキャベツ、ロマネスコ、ダイコンなどが作付けしてありました。土地所有者が度々草むしりをしているとのこと、とても綺麗に管理されていきました。販売先はJA直売所やスーパー、学校の給食とのこと。境界についても確認しました。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで関係委員にはお戻りいただきます。

次に14ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和4年1月28日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事

業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。議案第2号と同様で、先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。4ページをお願いします。今回の申請者は法人となりますので、認定要件の全てを満たす必要があります。議案の16ページにお戻りください。16ページから20ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は令和4年4月1日で、期間は11年間です。17ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、施設栽培でトマトの周年栽培をし、既設の直売所及びJAの直売所で販売することです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。18ページをお願いいたします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状250日、賃借権等の設定後は300日です。II 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人ですので、記載が必要な項目は5-1と5-2、6、7及び8となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況は、所有地以外の土地で借り入れを行っている畑1,721.73㎡です。5-2の(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑2,753㎡で野菜を作付けし、樹園地300㎡でブドウを、80㎡でブルーベリーを植えるとのことです。19ページをお願いいたします。(2)大農機具はありません。(3)④申請者の住所地と借り受ける土地との距離は、車で3分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、

地域の防除基準に従いますとのこと。7 地域との役割分担の状況です。農地を適正に管理するとともに、地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組みますとのこと。20ページをお願いします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画です。(1)(2)は記載のとおりです。(3)その者の耕作の事業への従事状況は、年12か月とのこと。21ページをお願いします。21ページから24ページまでが農地賃貸借契約書です。賃借料は総額50,000円です。法人による貸借のため、契約の解除等が明記されております。25ページは貸借地における営農計画ですので、お目通しください。14ページにお戻りください。事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは加藤和雄委員をお願いします。

加藤和雄委員 2月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑ではサツマイモやサトイモ、ネギ等を作付けしていたとのこと、調査時は端境期のため綺麗に耕運された状況でした。土地所有者の農作業歴は約60年とのこと。北側のへこみ部分は駐車場の一部となっており、生産緑地から外れています。今後は、申請者が3連棟のハウスでトマトの周年栽培を行うとのこと。また、相続発生時は、当該農地を子が相続し貸借を継続するとのこと。境界についても確認しました。

申請者の畑では、ブドウやブルーベリー、トマトが栽培されておりました。常時雇用労働力は2名で、臨時雇用労働力は障害者が1名です。販売は庭先直売とJA直売所とのこと。

よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、26ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和4年3月2日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に28ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和4年2月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の住所などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、榎本重恭委員お願いします。

榎本重恭委員 2月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑の端には、カキやミカン、サクランボ等が植えられていました。
西側では、キャベツやブロッコリー、タマネギ等が作付けされ、東側には、これからトマトやナス等を作付けするとのこと。販売はなく、全て自家消費です。境界は、一部確認できないところがありました。ブロックフェンスできちんと囲われていましたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、30ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年2月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので

証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 2月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(2)はともに植木畑で、サザンカやツバキ、ウメ等が植えてあり、剪定と除草の管理が適切に行われていました。販売については、埼玉県深谷市と神奈川県三浦市の市場に年に数回出荷をしているとのこと。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、32ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年2月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 2月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、端境期のためネギとプチベールが少し残っている
状況で、雑草はほとんどなく管理されていました。春に向けて、ジ
ャガイモやダイコン、トマトなどを作付する予定で、販売先はJ A
直売所がメインです。境界については、3ヶ所はつきりしないところ
がありましたので、メジャーで計って棒などを立てておいてくだ
さいとお願いをしてきました。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、34ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願い
します。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和4年2月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 2月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(4)の畑の東側には、カキが6本植わってありました。中央の細長い部分と南側は日照条件が悪く、カキ等を植えても枯れてしまうとのことでした。西側にはカキが5本植わってありました。

(2)(3)(5)(6)の畑には、モモが5本、カキが30本植わってありました。(7)の畑では、サトイモやキャベツ、エダマメ等を作付けしていくとのことでした。(8)(9)の畑の西側にカキが19本、東側にはサツマイモやダイズ、サトイモ等が作付けされていました。

適切に管理がされており、境界についても確認しました。販売先はJA直売所とスーパーとのことでした。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、36ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年2月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員

2月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑には、クリやカキ、ナツミカン等が植えてありました。

(2)(3)の畑には、北側の尖った部分にレモンが2本、中央部分にイチジクが3本、温州ミカンが33本のほか、デコポンが植えてありました。(4)から(6)の畑には、ウメは45本植えてありました。(7)の畑には、芝を植えてありました。販売は、自家消費と近隣の方への販売とのことです。境界についても確認しました。よろしく願います。

尾崎賀一副会長

質問等ございましたら、願います。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、38ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和3年度の農地パトロール結果についての最終報告です。

1 文書指導を実施する地区は6地区です。

【6地区について、対象地、所有者、指導内容などについて説明】

2 事務局にて経過を見つつ指導を行う地区は7地区です。

【7地区について、対象地、所有者、指導内容などについて説明】

3 文書指導案です。39ページをご覧ください。指導対象とした生産緑地地区の農地所有者へ、農業委員会会長名で指導文書を発出するものです。1 改善を要する農地には、指導対象となる生産緑地地区の地番等を記載します。2 改善を要する事項には、文書指導内容として先ほどお示しした内容を記載します。3 改善されない

場合に生じうる事項は記載のとおりです。事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。

石手啓夫委員 別添資料の19ページの対象地は貸付けを受けている畑であり、貸付けの契約書上でも適正管理をすることが明記されているため、経過観察ではなく文書指導の方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局 対象者に聞き取りを行ったところ、今年度は畑の土の状態が悪く、全面的な作付けが難しかったとのことでした。来年度は労働力の増員を図り、雑草の管理をはじめ、全面的に作付けをしていくとのことでしたので、経過を見つつ指導を行っていきたいと考えております。

石手啓夫委員 事務局で畑の状況をよく見ていただくようお願いします。

尾崎賀一副会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、40ページです。報告事項です。本件と続いての農地に関する情報提供については関連する案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 本件と44ページからの農地に関する情報提供につきましては関連する案件ですので、一括して審議をお願いします。

40ページをお願いします。「生産緑地地区に関する情報提供について」です。42ページをお願いします。令和4年2月2日付けで農業

委員会会長宛てに標記の照会があり、前回の農業委員会協議会にて概要をお示ししたところです。協議会の後、正副会長、担当地区委員を含む12名の農業委員の皆さまに現地のご確認をいただきました。現地調査の結果を踏まえ、本件照会への回答案をまとめさせていただきました。40ページをお願いします。生産緑地地区に関する情報提供について(回答)です。1 照会のあった農地は記載のとおりです。位置については41ページをお願いします。対象地は網掛けの部分となります。40ページにお戻りください。2 農地性の評価につきましては、農地として適正な肥培管理がなされているとは認められないとさせていただきます。3 その他では、当該生産緑地地区は、平成23年度以降、所有者に対し、口頭または文書にて適正な肥培管理を行うよう継続的に指導を行いました。一部植木等の枝の伐採等がなされ改善は見られますが、農地としての利用はまだ困難であるため、上記の判断としました。なお、状況が改善された際には、適切に賦課していただきますようお願いいたしますとしていきます。続いて、44ページをお願いします。農地に関する情報提供についてです。46ページをお願いします。令和4年2月2日付けで農業委員会会長宛てに標記の照会があり、前回の農業委員会協議会にて概要をお示ししたところです。本件も同日に現地のご確認をいただき、その結果を踏まえ、本件照会への回答案をまとめさせていただきました。44ページをお願いします。1 照会のあった農地は記載のとおりです。位置については45ページをお願いします。対象地は網掛けの部分となります。44ページにお戻りください。2 農地性の評価につきましては、農地性は認められないと判断しました。3 その他では、対象地は平成27年に農地性を認めないと回答した以降、現在も同様の状況であるため、上記の判断といたしました。本件が承認された場合、照会元に回答を送付いたします。今回、農地性を認められないとした場合であっても、農業委員会として引き

続き指導を行い、適正な肥培管理がなされるよう努めていきたいと考えております。事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 担当地区の本橋朋和委員より、ご報告をお願いします。

本橋朋和委員 境界がはっきりしていないため、対象地全体についてご報告させていただきます。はじめに40ページの農地について、農作物といたしましては、ウメが20本弱と一部にアブラナ科の野菜が植わってありました。そのほか、たくさんの木が生えておりまして、一部枝を下ろしてありましたが、その切った枝もまとめてその場に置いてありました。土は盛り土をされたのか、大変盛り上がりまして、穴があいているところを見ますと、ブロック等が入ってありました。したがって、農地性があるとは認められないと思います。次に、44ページの農地については、建設系の会社に貸し出しをしているようで、全く農地として利用されていないため、こちらも農地性は認められないと思います。以上です。

尾崎賀一副会長 事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。

田中大代委員 44ページの農地については、おそらく地目は畑ですから、地目変更をすればよいということですよ。

事務局 手続きとしては、転用届出を提出するということになります。

田中大代委員 現況を確認すればわかるのに、今回なぜこのような照会があったのでしょうか。

事務局 本件の照会に至った理由につきましては、事務局では把握しており

ません。

石手啓夫委員 建設系の会社は対象地の全面に建っているのではなく、南側になります。北側はウメが植わっておりましたので、その部分の照会ではないかと思えます。

尾崎賀一副会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和4年2月15日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規定」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 事務局から説明を受けました。質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

次に52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和4年2月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一副会長 | 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第20回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長(職務代理副会長)

署 名 人

署 名 人